災害対策基本法が改正され、避難に関する情報が変わりました

令和3年5月20日から

警戒レベル4 **避難指示（ひなんしじ）で必ず避難**

避難勧告（ひなんかんこく）は廃止です

警戒レベル		新たな避難情報等
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保（きんきゅうあんぜんかくほ）※1
～～～＜警戒レベル４までに必ず避難！＞～～～		
4	災害のおそれ高い	避難指示（ひなんしじ）※2
3	災害のおそれあり	高齢者等避難（こうれいしゃとうひなん）※3
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報（気象庁）

これまでの避難情報等

災害発生情報（発生を確認したときに発令）
・避難指示（緊急） ・避難勧告
避難準備・高齢者等避難開始
大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
早期注意情報（気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令される情報ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
※3 警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5緊急安全確保**の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から避難しましょう。

内閣府（防災担当）・消防庁